掲示期間　2.25 - 3.6

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年　２　月２５日

新潟市長　中原八一

新潟市条例第　１　号

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和３９年新潟市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表第２のうち２（３７）ア（イ）の表暖房器具（会議室）の項中「７０」を「６０」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟市体育施設条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。